

点検報告書

企業名：

事業所名：

住所：

担当者：

(役職：

部署：

) 連絡先：

点検要請書に記載した提出期限まで(受領後2か月以内)に、経営幹部にも報告の上で、待遇差についての説明準備を行い、本報告書を管轄の労働局の雇用環境・均等部(室)までご提出ください。

なお、期日までに提出されない場合には、パートタイム・有期雇用労働法第18条に基づく報告徴収・企業名公表の対象となり得るため、必ず期限内に本報告書を提出してください。

点検要請を受けた点検結果について、以下のとおり報告します。



点検要請を受け、パート・有期の労働者から、正社員との待遇差の内容・理由等について聞かれた場合に説明できるよう対応が完了しました。



今回の対応にあたって、経営幹部にも対応方針等について報告しました。

役職：

名前：

点検結果を踏まえ、パート・有期の労働者と正社員の基本給・賞与について、待遇差の内容や差を設けている理由について、最も当てはまるものをそれぞれ1つ選んでください。

	①基本給	②賞与
待遇差の内容	☐ 1 正社員と支給基準(計算式・金額)は異なる ☐ 2 異なる取扱いをしていない(正社員と同じ基準で支給している)	☐ 1 正社員と支給基準(計算式・金額)は異なる ☐ 2 正社員には賞与を支給しているが、パート・有期の労働者には支給していない ☐ 3 異なる取扱いをしていない(正社員と同じ基準で支給している) ☐ 4 正社員・パートや有期の労働者ともに賞与を支給していない
待遇差の理由 ※上記で①1又は②1若しくは2を選んだ場合のみ	☐ 1 正社員との業務の内容や責任の程度が異なるから ☐ 2 異動・転勤・昇進の有無、その範囲が異なるから ☐ 3 その他	☐ 1 正社員との業務の内容や責任の程度が異なるから ☐ 2 異動・転勤・昇進の有無、その範囲が異なるから ☐ 3 その他



「パート・有期雇用労働者だから」といった雇用形態に基づく理由では、待遇差の理由の説明として**法律の義務を果たしたことになりません**。基本給は決定要素、賞与は支給目的も踏まえた上で、仕事内容や責任の程度の違い、転勤の有無などの**客観的な指標を用いた説明が必要**です。説明が難しい場合は、待遇が不合理なものになってないか、見直しが必要でないか検討してください。

○ 今回の点検にあたって参考したものがあればご教示ください。

- ☐ 1 働き方改革推進支援センターのコンサルティング
- ☐ 2 社会保険労務士や弁護士
- ☐ 3 厚生労働省のHPや特設サイト
- ☐ 4 ネット記事や新聞等のニュース
- ☐ 5 その他 ()

【提出先】

高知労働局

雇用環境・均等室

住所：高知市南金田 1-39

Mail：39kokin.mhlw.go.jp